



ごあいさつ 妙高市農業委員会 会長 安原 義之

新型コロナウイルス感染症の感染者が初めて確認されてから2年以上が経過しました。

この間、国民一人ひとりが外出や会合等自粛するなか、これまで経験したことのない「非日常的な暮らし」を強いられてきました。

また、ロシア軍のウクライナ侵攻は我が国のみならず、世界の社会と経済に混乱をもたらし、小麦製品やエネルギー資源の価格高騰を引き起こしています。

我が国においても、コロナ禍によって食料需給の変化、米価の低迷、生産資材価格の高騰など、混乱する社会情勢もあわせて考えると、食料の安定供給はこれまでになく危険な状況に置かれています。

次の世代が将来にわたって安心して暮らせる社会を構築するためには、基盤となるインフラ整備とともに、人材確保・育成の取り組みや、カーボンニュートラルに向けた環境負荷低減への配慮等も必要と考えます。

農業委員会組織は、農地利用の最適化と深刻な担い手不足や農地の荒廃化が進むなか、今後も引き続き関係機関・団体と協力し、取り組みを強化するとともに、半農半X等の農外からの新規兼業農家等も含めて、多様な人材の力を結集して、地域の農業を守り、生かし続ける活動に取り組みます。

今後とも、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

農地パトロールの実施について

農業委員会では、農地法の規定により、毎年、市内全域の農地の利用状況についてパトロールを実施しています。農地パトロールでは、①地域の農地利用の確認、②遊休農地の実態把握と発生防止・解消、③違反転用の発生防止、早期発見、について重点的に取り組むことを目標としています。

今年度の農地パトロールは、下記のとおり実施します。

各農地へ立ち入ることやお話を伺うこともありますので、ご理解とご協力をお願いします。

1. **調査対象**：妙高市内の全ての農地
2. **調査期間**：7月から8月
3. **調査方法**：市内を16の地域に分けて、各地域担当の農業委員・農地利用最適化推進委員が農地を見回って、遊休化・荒廃化しているか否か等の調査を実施します。



農地を農地以外にする場合には、 農地法による手続きが必要です

農業委員会に
ご相談ください

- ◆ 農地を農地以外することを「農地転用」といいます。
- ◆ 農地を転用する場合には、農地法の許可が必要です。

農地を住宅や工場など建物の敷地、資材置場、駐車場など農地以外に転用する場合や、一時的な土置き場や仮設の現地事務所等にする場合は、転用の許可が必要です。

- ◆ 転用の許可には2種類あります。

1. 農地の所有者自らがその農地を転用する場合（農地法第4条）
2. 農地の所有者から農地を買う又は借りて転用する場合（農地法第5条）



農業経営基盤強化促進法による 「貸し借り・売買」について

農地の貸し借りや売買は農地法による許可のほかに、農業経営基盤強化促進法でも行えます。希望される方は、農業委員会へ相談してください。



制度の
特色

【貸し借り】

- ▶ 貸し手は、賃貸借の期間が終了すれば農地を自動的に返還してもらえます。この場合離作料を支払う必要はありません。
- ▶ 貸し手と借り手が引き続き賃貸借を希望する場合は、更新することができます。
- ▶ 貸借期間満了の2ヶ月前に更新の案内を送付しますので、期間更新を希望される場合は忘れずに手続きを行ってください。

【売買】

- ▶ 所有権移転の登記は、要件を満たしている場合は農業委員会が行います。
(要件)・売買する農地が、農業振興地域内の農用地であること。
・買主が認定農業者、農地所有適格法人、または、その予定者及び中心経営体であること。
- ▶ 一定の条件により税金の優遇措置が受けられます。
(売主) 譲渡所得の800万円の特別控除
(買主) 不動産取得税・登録免許税の軽減措置

農業者年金制度改正

農業者なら広く加入できます



農業経営者



自営業と兼業農家



配偶者



後継者と
その配偶者



農業従事者
農家のパートさん



農地の権利名義を
持たない畜産農業者
施設園芸等農業者など

- ①年間60日以上農業に従事する
 - ②国民年金の第1号被保険者(保険料納付免除者を除く)で、
 - ③20歳以上60歳未満の方
- ※さらに年間60日以上農業に従事する60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者も加入できます
- ・脱退も自由です。脱退一時金は支給されませんが、加入期間にかかわらず、それまでに支払った保険料と年金裁定までの間の運用益の分は、将来年金として支給されます。
 - ・脱退された方も、加入要件を満たせばいつでも再加入できます。

(注) 農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金(付加保険料月額400円)への加入も必要となります。

農業者年金制度改正のポイント

令和4年から農業者年金制度が改正されました。 **より加入しやすく・生活設計に応じた年金受給**

ポイント
1

若い農業者が加入しやすいよう保険料が引き下げられました。

35歳未満の方は、月額1万円から加入できます!

35歳未満で一定の要件を満たす方は、保険料の納付下限額が2万円から1万円に引き下げられました。(上限6万7千円)

保険料引き下げの対象者

次の①～⑤の

いずれにも該当しない方

- ① 認定農業者かつ青色申告者
- ② 認定就農者かつ青色申告者
- ③ ①または②の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または直系卑属
- ④ 認定農業者かまたは青色申告者
- ⑤ ①または②以外の農業を営む者の直系卑属で、その農業に常時従事する後継者

2万円

1万円

ポイント
2

農業者年金の受給開始時期の選択肢が広がりました。

年金の受給開始時期をご自身で選択できます!(昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象)

年金の受給要件を満たした方は、年金の受給開始時期をご自身で選択することができます。

年金の受給開始時期

農業者老齢年金

65歳～75歳

特例付加年金

65歳以上(年齢上限なし)

年金の受給要件

【農業者老齢年金】

・65歳以上であること

【特例付加年金】

・60歳に達した日の前日において20年以上の保険料納付済期間等を有していること

・農業を営むものでないこと(経営継承を完了していること)

・65歳以上であること



ポイント
3

農業者年金の加入可能年齢が引き上げられました。

加入可能年齢が、60歳から65歳に引上げ!

去年まで農業者年金に加入できるのは、農業に従事(年間60日以上)する方で、20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者でしたが、60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方も農業者年金に加入できるようになりました。

【国民年金の任意加入者とは】

国民年金の保険料納付済期間が480月(40年)に満たない60歳以上65歳未満の方で年金額の充実を目的として、国民年金に任意で加入している方をいいます。

60歳

65歳

詳しくは **農業者年金基金**

検索

斐太地区で「集約化を進める担い手一覧」を作成・配布

～実質化された「人・農地プラン」に基づく農地集約化に向けた取り組み～

市では、令和元年度から2年度に渡り、農業委員、農地利用最適化推進委員、関係団体と連携し、農家へのアンケート調査や地区での話し合いを行い、今後、農地を誰に集積・集約化していくかを明確にした「人・農地プラン」の実質化(策定)を図りました。

令和3年度には、この実質化された「人・農地プラン」に基づいた農地の集約化を進めるため、斐太地区を重点地区とし、地区の中心経営体へのアンケート調査や土地改良区等と連携した検討会を開催し、農地の集約化に向けた協議を行いました。

この協議の結果、「集落ごとに集約化を進める担い手を設定し集約化を進めていく」方向となったことから、アンケート調査で集約化を希望する4法人と3名の中心経営体へ集約を進めるため、「集約化を進める担い手一覧」を作成し、地区の農家や関係機関へ配布しました。

今後、農業委員会では斐太地区の農地の所有者等から相談があった際には、一覧を参考に、担い手の耕作状況(相談のあった農地と担い手の耕作地との距離や位置など)を確認のうえ、集約に向けた農地のあっせんを行うとともに、関係機関等と連携しながら集約化に向けた取り組みを進めていきます。



農地中間管理事業を 活用ください

農地中間管理事業とは、農地を貸したい農家(所有者)から農地の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手(耕作者)への集積(耕作する面積を広げること)・集約(分散している耕作地をまとめること)を進めるため、「農地中間管理機構」が農地の貸し借りの中間的受け皿となり、円滑かつ安心した貸し借りが行える事業です。

この事業には、次のメリット措置があります。

地域集積協力金			経営転換協力金	
一定割合、農地中間管理事業を用いた貸借があった「地域」に対する支援			農地中間管理機構に農地を貸す事により、リタイアや経営転換をする農業者等に対する支援	
一般地域 (新井地区、和田地区)	中山間地域	交付単価	令和4・5年度	1万円/10a (上限25万円/1戸)
20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円/10a		
40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a		
70%超80%以下	30%超50%以下	2.2万円/10a		
80%超	50%超80%以下	2.8万円/10a		
	80%超	3.4万円/10a		

※令和4・5年度は、地域集積協力金と一体的に取り組む場合についてのみ交付されます。
※農地中間管理事業での貸し借りや協力金の交付については、妙高市農林課(☎74-0027)へご相談ください。

家族経営協定で魅力ある農業を!

家族経営協定とは、家族で取り組む農業経営について、家族一人ひとりの役割や就業条件、就業環境等について家族で十分に話し合って取り決めるものです。

役割分担によりやりがいをもって働くことができ、ゆとりある生活をおくり、休みがないと言われている農業でも、余暇の時間や地域活動に取り組むことができます。

<制度上のメリット>

- ① 認定農業者制度… 各種の政策支援を受ける機会が広がります。
- ② 農業者年金… 保険料に補助があり有利に加入できます。
- ③ 制度資金の借入れ… 経営者以外の後継者等でも自分名義で借入れでき経営がしやすくなります。

家族経営協定については、妙高市農業委員会事務局(☎74-0030)にお問い合わせください。

全国農業



月4回金曜日 週刊 月700円(税込)
発行 年8,400円(税込)

3ヶ月間 無料購読(試読)もできます。

購買の申し込みは、妙高市農業委員会事務局へお気軽にご連絡ください